

○上天草市建設工事等最低制限価格制度実施要綱

平成27年3月2日告示第6号

改正

平成28年3月31日告示第35号

平成29年3月27日告示第12号

令和元年11月27日告示第22号

令和4年3月28日告示第13号

令和8年1月16日告示第3号

上天草市建設工事等最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約又は建設工事に係る業務の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設ける競争入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億5,000万円未満の建設工事の請負に係る競争入札
- (2) 建設工事に係る測量、建築関係コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタント（以下この条において「建設コンサルタント」という。）の行う業務のうち建築の工事に係るものをいう。別表において同じ。）、土木関係コンサルタント業務（建設コンサルタントの行う業務のうち土木の工事に係るものをいう。別表において同じ。）、地質調査、補償関係コンサルタント業務（公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務をいう。別表において同じ。）及びその他の業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の委託に係る競争入札

(建設工事に係る最低制限価格の算定方法)

第3条 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）の合計額（以下この条において「最低制限基準価格」という。）に、無作為係数を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下この条において同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗

じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の算定方法)

第4条 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格は、別表の業務の欄に掲げる建設コンサルタント等業務の区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表の算定基礎額1から算定基礎額4までの各欄に掲げる額の合計額（以下この条において「最低制限基準価格」という。）に、無作為係数を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、最低制限基準価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下この条において同じ。）に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、測量においては、最低制限基準価格が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を最低制限価格とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地質調査においては、最低制限基準価格が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(無作為係数)

第5条 第3条及び第4条第1項の無作為係数は、電子計算機により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下5位まで算出するものとする。）とし、開札の直前に入札の案件ごとに1回算出する。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格の以上の価格をもって申込みをした者が存在するときは、この者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格制度の対象外)

第7条 最低制限価格を設けることが適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設けないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けることに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第35号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第12号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月27日告示第22号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上天草市建設工事最低制限価格制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日告示第13号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の上天草市建設工事等最低制限価格制度実施要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

業務	算定基礎額1	算定基礎額2	算定基礎額3	算定基礎額4
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
その他の業務	予定価格に10分の7を乗じて得た額	—	—	—

備考 各欄に掲げる額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。